

## 10 配偶者同行休業の承認を受けたとき

### 《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金…………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 配偶者同行休業の期間の範囲内で希望する期間（3年を限度とする。）について、償還を猶予することができます。  
償還猶予を希望しない場合は、掛金と同様の扱いとなります。

[提出書類]

償還猶予申出書

### 《 互助会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還を猶予することができます。（P62参照）  
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。  
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。

## 11 自己啓発等休業・大学院修学休業の承認を受けたとき

### 《 共済組合 》

1. 組合員資格 …………… 引き続き共済組合員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、口座振替により掛金を納めていただきます。
3. 貸付償還金 …………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。

### 《 互助会 》

1. 会員資格 …………… 引き続き会員としての資格を有します。
2. 掛金 …………… 給料からの控除ができないため、納付書又は口座振替により掛金を納入していただきます。
3. 貸付償還金
  - (1) 自己啓発休業…………… 償還猶予はありません。掛金と同様の扱いとなります。
  - (2) 大学院修学休業…………… 償還を猶予することができます。（P62参照）  
ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。  
償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。